

# 入札の注意事項

## 1 入札書について

- (1) 入札書は、「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を使用してください。  
物品入札書は第1回入札用、物品入札書【再入札用】は第1回入札で落札しなかった場合の、第2回入札用として使用してください。
- (2) 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。  
※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

## 2 見積書について

見積書は入札が不調となった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。  
また、入札書提出時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。

## 3 消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入しないでください。  
※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。